

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>(別記事業関係) 1～12 (略)</p> <p>13 <u>規則別記16に掲げる資産流動化業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、特定目的会社の計算に関する規則（平成18年内閣府令第44号）の定めによらず、次に定める記載方法によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>損益計算書の記載事項のうち、遡及適用等（財務諸表等規則第8条第51項に規定する「遡及適用」及び同条第53項に規定する「修正再表示」をいう。以下同じ。）を行った場合における前期繰越利益又は前期繰越損失の額に関する事項 前事業年度より前の事業年度に係る遡及適用等による累積的影響額を前事業年度の前期繰越利益又は前期繰越損失の額に反映し、遡及適用等を行う前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する累積的影響額を区分表示する方法</u></p> <p>(2) <u>社員資本等変動計算書の記載事項のうち、遡及適用等を行った場合における当期首残高に関する事項 前事業年度より前の事業年度に係る遡及適用等による累積的影響額を前事業年度の当期首残高に反映し、遡及適用等を行う前の当期首残高及びこれに対する累積的影響額を区分表示する方法</u></p> <p>14 <u>規則別記18に掲げる投資業（投資法人の行う業務に限る。）を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）の定めによらず、次に定める記載方法によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>損益計算書の記載事項のうち、遡及適用等を行った場合における前期繰越利益又は前期繰越損失の額に関する事項 前営業期間より前の営業期間に係る遡及適用等による累積的影響額を前営業期間の前期繰越利益又は前期繰越損失の額に反映し、遡及適用等を行う前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する累積的影響額を区分表示する方法</u></p> <p>(2) <u>投資主資本等変動計算書の記載事項のうち、遡及適用等を行った場合における当期首残高に関する事項 前営業期間より前の営業期間に係る遡及適用等による累積的影響額を前営業期間の当期首残高に反映し、遡及適用等を行う前の当期首残高及びこれに対する累積的影響額を区分表示する方法</u></p> <p>15 (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>(特定信託財産関係)</p>	<p>1～12 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(新設)</p>

特定目的信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第132号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めによらず、次に定める記載方法によるものとする。

- 1 特定目的信託財産計算規則に定める損益計算書の記載事項のうち、遡及適用等を行った場合における前期繰越利益又は前期繰越損失の額に関する事項
前計算期間より前の計算期間に係る遡及適用等による累積的影響額を前計算期間の前期繰越利益又は前期繰越損失の額に反映し、遡及適用等を行う前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する遡及適用等による累積的影響額を区分表示する方法
- 2 投資信託財産計算規則に定める損益及び剰余金計算書の記載事項のうち、遡及適用等を行った場合における期首剰余金又は期首欠損金に関する事項
前計算期間より前の計算期間に係る遡及適用等による累積的影響額を前計算期間の期首剰余金又は期首欠損金に反映し、遡及適用等を行う前の期首剰余金又は期首欠損金及びこれに対する遡及適用等による累積的影響額を区分表示する方法